

中小企業等物価高騰緊急対策事業

原油価格や物価高騰等の影響により、売上げや利益が減少している中小事業者等の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の導入等による生産性向上や省力化等の取組を支援します。

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する事業です。

支援枠・類型の概要

	通常枠		先端設備等導入枠 ※市から事前に計画の認定を受けていること
	単独	複数店舗・共同申請	
補助率	2/3以内 (2回目の申請の場合は1/2以内)		
補助上限	50万円	100万円	100万円

※対象経費の下限額は、機械設備、備品、ソフトウェア等（対象となる期間分のみ）単体の価格が税抜額2万円以上。

申請要件

- 天草市内に本店を有する法人、市内に住所を有し市内で事業を行う個人事業者（中小企業基本法第2条第1項各号に定める）。
 - 市税に滞納のないこと。
 - 市内商工団体の支援を1回以上受け、事業成果報告書等を作成し、生産性向上や省力化の取組を行う事業者で、今後も事業継続の意思があること。
- ※上記以外にも要件があります。（詳細は募集要領（市HP掲載）をご確認ください）

【特別枠について】

- ◆**先端設備等導入枠**：天草市から令和7年3月1日以降に先端設備等導入計画における認定を受けていること（設備の導入前に認定を受ける必要があります）。

先端設備等導入計画の詳細（中小企業庁HP）：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

申請受付期間

※対象となる取組期間は**R7.3/1**から。
想定件数**100**件。予算上限に達し次第受付を終了。

令和7年

令和8年

5月1日（木） ～ 2月27日（金）

申請先

※管轄の商工団体にまずはご相談ください。

本渡商工会議所 TEL：0969-23-2001 栄町1-25

牛深商工会議所 TEL：0969-73-3141 牛深町215-1

天草市商工会 TEL：0969-33-7312 本渡町本渡2547-2（本所）

< 問合せ先 > 天草市役所産業政策課 TEL：0969-32-6786

対象経費

以下のシステムや機械設備等の導入に係る経費

- ① ITツール※の導入及び設備のIoT化
- ② 非対面型ビジネスモデルへの転換
- ③ 作業効率の大幅な向上が見込める非効率機器の更新
- ④ その他省力化に資する取組として必要と認めるもの
- ⑤ (先端設備等導入枠) 先端設備等導入計画の認定を受けた生産性の向上に資する機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、ソフトウェアの導入

※ITツールとは、「生産性の向上」のために、新たに導入される「ソフトウェア製品」や「クラウドサービス」など

【対象経費の例】

- ・POSシステムや在庫管理ソフト、会計ソフト、予約システム、受発注システム、QRコードによる在庫管理ソフトなどのソフトウェア購入費、クラウド利用費、導入関連費など
- ・急速冷凍冷蔵庫や性能の向上した厨房機器等の導入
- ・建設機械の導入
- ・新札対応の自動販売機、券売機、両替機など

必要書類

【様式】

- 補助金交付申請（請求）書兼実績報告書（様式第1号）
- 事業成果報告書（様式第1号の2）
- 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）

※上記に加えて、右の添付書類が必要です。

【添付書類】

- カタログ、見積書の写し
- 対象経費に係る請求書及び銀行振込依頼書等支払い実績がわかる書類の写し

※支払い方法は銀行振込を選択してください。

- 事業内容や実施状況を確認できる写真等の記録
- 事業を営んでいることがわかる申告書等の写し
- 複数店舗を有することを証する公的書類の写し（複数店舗に係る申請の場合）

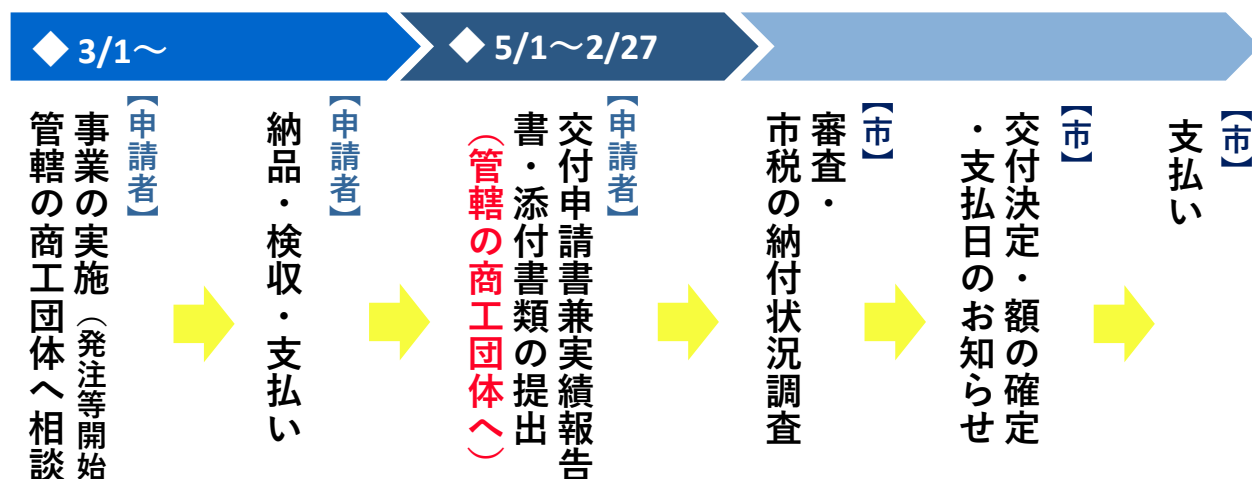
※先端設備等導入枠を希望する場合は以下も必要

- 先端設備等導入計画に係る認定書の写し（全ページ）

申請の流れ

※申請は年度内に1事業者1回限り。複数事業を実施する場合はまとめて申請。

※先端設備等導入枠においては設備の導入前に市の認定を受けることが必要。



※審査から交付決定まで約2週間ほどかかります。
※市税の納税状況については申請前に必ずご確認ください。
※追加で書類の提出等お願いする場合があります。